4	34° 46′ 30.7046″	133° 05′ 51.1010″
5	34° 46′ 31.9851″	133° 05′ 52.9857″
6	34° 46′ 32.5564″	133° 05′ 54.9126″
7	34° 46′ 32.6868″	133° 05′ 57.1751″
8	34° 46′ 32.2956″	133° 05′ 57.2784″
9	34° 46′ 31.2204″	133° 05′ 54.1710″
10	34° 46′ 29.8218″	133° 05′ 52.8078″
11	34° 46′ 28.6559″	133° 05′ 53.5727″
12	34° 46′ 28.2194″	133° 05′ 53.2610″
13	34° 46′ 28.3868″	133° 05′ 50.7098″

○国土交通省告示第五百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

光明谷

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県岡山市東区瀬戸町光明谷及び同市東区瀬戸町寺地の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 44′ 40.5037″	134° 02′ 35.5021″
2	34° 44′ 39.9050″	134° 02′ 35.0116″
3	34° 44′ 38.1572″	134° 02′ 35.0851″
4	34° 44′ 35.7831″	134° 02′ 33.3190″
5	34° 44′ 32.4663″	134° 02′ 34.4167″
6	34° 44′ 31.2121″	134° 02′ 33.8249″
7	34° 44′ 30.3366″	134° 02′ 33.8046″
8	34° 44′ 29.3820″	134° 02′ 32.9982″
9	34° 44′ 27.1950″	134° 02′ 32.8754″
10	34° 44′ 26.7635″	134° 02′ 32.1761″
11	34° 44′ 26.5298″	134° 02′ 31.7006″
12	34° 44′ 26.1486″	134° 02′ 31.5242″
13	34° 44′ 25.6379″	134° 02′ 31.9033″
14	34° 44′ 25.6444″	134° 02′ 31.9617″
15	34° 44′ 25.7042″	134° 02′ 32.3552″
16	34° 44′ 25.7111″	134° 02′ 32.4231″
17	34° 44′ 25.7133″	134° 02′ 32.4414″
18	34° 44′ 25.2078″	134° 02′ 32.5123″
19	34° 44′ 25.1435″	134° 02′ 33.2668″
20	34° 44′ 24.8939″	134° 02′ 33.3937″
21	34° 44′ 24.9427″	134° 02′ 32.4791″
22	34° 44′ 25.7820″	134° 02′ 31.3615″
23	34° 44′ 26.6127″	134° 02′ 30.8923″
24	34° 44′ 27.1790″	134° 02′ 31.9862″
25	34° 44′ 29.6561″	134° 02′ 32.2156″
26	34° 44′ 32.4538″	134° 02′ 33.7035″
27	34° 44′ 35.1793″	134° 02′ 32.5017″
28	34° 44′ 36.1772″	134° 02′ 32.7367″
29	34° 44′ 38.2444″	134° 02′ 34.0775″
30	34° 44′ 39.4813″	134° 02′ 33.6380″
31	34° 44′ 41.6334″	134° 02′ 33.7101″
32	34° 44′ 43.3389″	134° 02′ 33.0207″
33	34° 44′ 44.0981″	134° 02′ 33.7592″
34	34° 44′ 43.7567″	134° 02′ 36.1069″
35	34° 44′ 44.7864″	134° 02′ 38.3073″
36	34° 44′ 44.3724″	134° 02′ 39.1526″
37	34° 44′ 43.1134″	134° 02′ 39.4477″
38	34° 44′ 41.1044″	134° 02′ 39.1746″
39	34° 44′ 40.6730″	134° 02′ 37.7638″

○防衛省告示第百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

日時　令和八年四月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三七分五一秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月十五日、同月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年四月十五日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒